

(平成24年6月6日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 10 件

兵庫国民年金 事案 3083

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年3月

平成8年に、両親が私の国民年金の加入手続を行い、母親が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も、国民年金加入期間において未納は無く、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の国民年金加入状況から、平成8年5月頃に払い出されたものと考えられ、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されるところ、申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を同年6月19日に現年度納付していることがA市の収滞納一覧表及びオンライン記録により確認でき、当該加入手続時点及び当該納付時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、オンライン記録によると、同年6月17日に申立期間に係る過年度納付書の発行が確認できることから、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 3084

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月から12年3月まで

私は、自分自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は行っていないが、20歳となった平成8年*月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料については、口座振替により納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料については、口座振替による納付をやめたため納付していなかったが、社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書により、母が平成12年8月以降に、妹の保険料とともに3回に分けてA市役所年金課の窓口で納付してくれたが、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が、社会保険事務所から送付されてきた納付書により、申立人の妹の保険料とともに3回に分けてA市役所年金課の窓口で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成12年8月の時点において、申立期間は過年度保険料となるところ、A市役所年金課の窓口では国庫金となる過年度保険料を納付することができない上、同年8月時点では、申立期間のうち、10年5月及び同年6月の保険料は時効により納付できないことから、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録によると、平成13年8月10日付けで申立人に対し納付書が発行されていることが確認できるが、当該時点において、申立期間のうち11年6月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年7月から12年3月までの期間については過年度納付が可能であったものの、当該期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人の妹についても申立人同様、申立期間が未納であることが確認できる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（O C R）により納付記録として入力されることから、納付記録が全て欠落するとは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3085

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から7年1月まで

母親が、平成5年に国民年金の加入手続を行い、遡及して2年分の保険料を一括で納付してくれ、同年4月の保険料からは自分で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成5年に国民年金の加入手続を行い、遡及して2年分の国民年金保険料を一括納付してくれ、同年4月の保険料からは自分が納付したと主張している。

しかしながら、申立人の母親及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、その前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、平成5年に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、平成9年3月に基礎年金番号（＊）が付番されたことがオンライン記録により確認でき、所持する年金手帳の交付日は、同年3月12日と記載されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができず、申立人の母親及び申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、上記加入手続時点において、遡及して納付することが可能であった平成7年2月から8年3月までの国民年金保険料については、9年3月27日以降に過年度納付し、8年4月から9年4月までの保険料については、同年4月28日に一括で現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3086

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年7月までの期間及び47年8月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 46 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 52 年 3 月まで

母親が、昭和 46 年 5 月頃、国民年金の加入手続を行い、私が渡した生活費から国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 4 月に払い出されており、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の 46 年 5 月 7 日の資格取得に係る国民年金の加入手続は、52 年 3 月に行われていることが確認できることから、46 年 5 月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、申立期間①及び申立期間②の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間②のうち昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料は過年度納付、同年 4 月から 52 年 3 月までの保険料は現年度納付することがそれぞれ可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者台帳において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期

間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3087

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から同年6月まで

父親は、会社で総務関係の仕事をしており、当時、会社を辞めて無職だった私の代わりに国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受け、国民年金保険料も納めてくれていた。申立期間以外にも未納期間があったが、領収書が見付かり、納付記録が訂正されたこともある。現在の年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人の所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、国民年金被保険者資格の取得日は、いずれも同年1月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3088

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、学生だったので、母親が国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いており、未納は無いはずである。何かの手違いで未納となっていると思われるので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されたことが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者カードを見ると、昭和50年12月15日に、申立人が20歳に到達した44年*月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付により、同年10月から50年3月までの保険料を過年度納付により、それぞれ納付したことが確認できるものの、申立期間は第2回特例納付による納付対象期間ではなく、当該納付日時点において、申立期間の保険料は、時効により過年度納付をすることもできなかったものと考えられる。

さらに、当該国民年金被保険者カードの国民年金保険料納付記録の申立期間の欄には「時効」と記載されている上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

加えて、申立人の母親及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3089

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月から45年3月まで
年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、当時、母が家族3人の保険料を納付しており、私の納付記録だけが無いのは納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム(A県内)で検索を行ったが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるとはできない。

兵庫国民年金 事案 3090

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 27 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 55 年 4 月頃、父が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その際、付加保険にも加入してくれた。国民年金保険料は、父の銀行口座から引き落とされており、57 年 6 月に結婚した妻の国民年金の加入、付加保険の加入及び口座振替の手続も父が行ってくれた。私だけ A 市での付加保険料の記録が無いのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月頃、申立人の父親が A 市役所で国民年金の加入手続とともに付加保険料の納付申出を行い、その父親の銀行口座から付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金付加保険料を納付するためには、付加保険料の納付申出が必要となるところ、国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 2 月に A 市で払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この手続に係る同市の国民年金被保険者資格取得・喪失届によると、申立人は、付加保険料を納めないとして届け出ていることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係る A 市の国民年金賦課収納状況一覧表及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間の定額保険料を納付していることが確認できるものの、付加保険料を納付した記録は見当たらない。

なお、上記の申立人に係る A 市の国民年金被保険者資格取得・喪失届によると、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間について、定額保険料の納付書を発行したことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めるることはできない。

兵庫国民年金 事案 3091

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年12月から15年3月まで

私は、平成14年12月又は15年1月頃に、親に勧められて国民年金の加入手続を行った。加入手続の場所及び保険料について、その額やどのように納付したのかは覚えていないが、保険料を納付した際に領収書を受け取ったことは覚えている。申立期間について、学生納付特例が承認されているが、私及び父母には、当該申請を行った記憶は無く、保険料を納付できない金銭的な理由も無いことから、納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその父母いずれにも学生納付特例の申請を行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成15年1月28日付で、申立期間に係る学生納付特例の申請を行い、同年2月24日に、当該申請が承認されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

また、申立期間については、保険料収納業務が市区町村から国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、記録漏れや記録誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3092

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年1月までの期間、47年6月及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から46年1月まで
② 昭和47年6月
③ 昭和47年7月から50年3月まで

私が20歳になったとき、母がA市役所で私の国民年金加入の手続を行い、その後、私が結婚した昭和50年3月まで、毎月、母が自身の国民年金保険料と一緒に、私の保険料もA市役所及びB市役所の窓口で納付してくれていた。母は亡くなってしまったが、とてもきちんとした性格だったので未納のはずがない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、A市役所及びB市役所の窓口で、毎月、申立人の母親の国民年金保険料と一緒に、申立期間①、②及び③の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に申立人夫婦連番で払い出されており、申立人から提出された国民年金手帳の発行日（同年3月*日）及び前後の任意加入被保険者の加入日から同年3月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立人の氏名（申立人の婚姻前の姓等、複数の氏名を含む。）を検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①及び②について、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該期間に係る国民年金の資格記録は見当たらず、

これは、申立人から提出された国民年金手帳の資格記録と一致し、当該期間は国民年金に未加入の期間であることから、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③について、上記加入手続時点では、当該期間のうち、昭和47年7月から同年12月までは既に時効により国民年金保険料を納付することができず、48年1月から49年3月までは過年度納付、同年4月から50年3月までは現年度納付が可能であるものの、上記特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から提出された国民年金手帳の昭和49年度国民年金印紙検認記録欄に検認印は無く、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

加えて、申立人の母親が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3093

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年4月までの期間及び43年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 40 年 8 月から 42 年 4 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 40 年 * 月頃、当時の勤務先が厚生年金保険に加入しておらず、私は将来に不安を覚え、自ら A 市役所で国民年金の加入手続を行った。勤務の途中、同市役所窓口に毎月 200 円ぐらいの保険料を印紙によらず現金で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 * 月頃、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、A 市役所の窓口で、毎月、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月に申立人夫婦連番で払い出されており、申立人から提出された国民年金手帳の発行日（同年 3 月 * 日）及び前後の任意加入被保険者の加入日から同年 3 月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を B 県及び C 県内で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、申立期間①及び②のうち、昭和 47 年 12 月以前は時効により国民年金保険料を納付することができず、48 年 1 月から 49 年 3 月までは過年度納付、同年 4 月から 50 年 3 月までは現年度納付が可能であるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、

当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から提出された国民年金手帳の昭和49年度国民年金印紙検認記録欄に検認印は無く、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、毎月、A市役所の窓口で印紙によらず現金により納付したと主張しているが、同市によると、申立期間当時、3ヶ月ごとに国民年金印紙を国民年金手帳に貼付する印紙検認方式による収納であったとしていることから、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。